**(別記31)　農地転用許可指令書（参考例）**

農 地 転 用 許 可 書

岐阜県指令〇〇第　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　 年　　月　　日

　（申請者名）　様

岐阜県知事　〇〇　〇〇

　別紙申請については、下記条件を付してこれを許可します。

記

条件

１　転用事業者は、申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

２　転用事業者は、許可後３か月以内に事業に着手すること。また、事業着手後、転用

事業者は遅滞なく事業着手届を関係市町村農業委員会に提出すること。

　３　転用事業者は、許可に係る事業が完了するまでの間、本件事業着手の日から３か月

後及びその後１年ごとに事業の進捗状況報告を、また、許可に係る事業が完了したと

きは、遅滞なく事業完了報告を、関係市町村農業委員会に提出すること。

注意事項

１　許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工

の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法

第51条第１項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに

条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状

回復その他違反を是正するための必要な措置を講ずべきことを命ずることがあること。

２　事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。

３ 本件許可に係る転用の目的を達成したときは、土地の地目変更を行うこと。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha以下となる場合

１　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第４条の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、岐阜県知事に審査請求書（同法第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）を提出して審査請求をすることができます。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を提出してください。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔教　示〕※農地転用面積が４ha超となる場合

１　この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の２第１項の規定に

　より、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に審査請求

　書（行政不服審査法（平成26年法律第68号））第19条第２項各号に掲げる事項（審査請求人が、法

　人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場

　合には、同法同条第４項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副２通を提

　出して審査請求をすることができます。

なお、審査請求書は、岐阜県知事を経由して農林水産大臣に提出することもできますし、また、直

接農林水産大臣に提出することもできますが、直接農林水産大臣に提出する場合には、東海農政局長

（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）に提出してください。

ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものである

ときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第２項の規定により、この処分があったことを知

った日の翌日から起算して３か月以内に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の

調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の２第２項に規定する事項を記載しなけ

ればなりません。）を提出して裁定の申請をすることができます。

なお、この場合、併せて処分庁及び関係都道府県知事の数に等しい部数の当該裁定申請書の副本を

提出してください。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算

して６か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、

処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があ

ったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する

裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの

訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求

に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処

分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。